

吸収分割に係る事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に基づく開示事項)

2024 年 2 月 26 日

東京都江東区木場一丁目 5 番 1 号

株式会社フジクラ

代表取締役 岡田 直樹

株式会社フジクラ（以下「当社」といいます。）は、当社を吸収分割会社、株式会社フジクラ・ダイヤケーブル（以下「FDC」といいます。）を吸収分割承継会社として、当社の導体事業（以下「本対象事業」といいます。）に関する権利義務を、2024 年 4 月 1 日を効力発生日として、FDC に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行うことを決定し、2024 年 2 月 21 日付で、両者の間で吸収分割契約（以下「本吸収分割契約」といいます。）を締結しました。

本吸収分割に関し、会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条により開示すべき事項は、以下の通りです。

なお、本吸収分割は、当社においては会社法第 784 条第 2 項に規定する簡易吸収分割となります。

1. 吸収分割契約の内容（会社法第 782 条第 1 項 2 号）

別紙 1 の通りです。

2. 吸収分割の対価の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 1 号イ）

(1) 本吸収分割に係る割当ての内容

FDC は、本吸収分割に際して普通株式 1,668 株を発行し、吸収分割会社である当社に対して割当交付します。

(2) 本吸収分割に係る割当ての内容の根拠及び理由

当社及び FDC は、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社（以下「DTFA」といいます。）の助言を受けて行った割当株式数に関する算定結果を参考に、当社及び FDC それぞれの財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、当社及び FDC の間で本吸収分割における割当の公正性について慎重に協議を行った結果、両社はそれぞれ、本吸収分割に際して、当社に交付される FDC の普通株式の数は 1,668 株とすることが妥当であると判断し、両社の間で合意に至りました。

(3) 算定に関する事項

当社は、算定機関から算定書は取得していませんが、当社及び FDC は、本吸収分割に係る割当株式数の公正性・妥当性を担保するため、DTFA の助言を受けて、本対象事業及び FDC の価値評価の分析にあたって、将来の事業活動の状況を反映するため、ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法を採用するとともに、加えて、本対象事業及び FDC 共に比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較法による事業価値の類推が可能であることから類似会社比較法を採用して分析を行い、これらの分析結果を総合的に勘案して本対象事業に対する株式割当数の算定を行っております。なお、DTFA は、当社及び FDC から独立した第三者であり、当社及び FDC の関連当事者には該当せず、本吸収分割に関して重要な利害関係を有しません。

(4) FDC の資本金及び準備金の額の定め相当性に関する事項

本吸収分割により増加する FDC の資本金及び準備金の額については、会社計算規則第 37 条又は第 38 条に定めるところに従って、FDC が適当に定めることとしております。これは、FDC の財務状況、資本政策その他の諸事情を総合的に考慮・検討し、法令の範囲内で決定するものであり、相当であると判断しております。

3. 新株予約権の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 3 号）

該当事項はありません。

4. 吸収分割承継会社（FDC）についての事項（会社法施行規則第 183 条第 4 号）

(1) 吸収分割承継会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙 2 の通りです。

(2) 吸収分割承継会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 吸収分割承継会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

FDC は、FDC を株式交付親会社とし、沼津熔銅株式会社を株式交付子会社とする株式交付計画を、2024 年 2 月 21 日に取締役会で承認するとともに、これに係る株式交付に関し、当社との間で、2024 年 2 月 21 日付で、当社が有する沼津熔銅株式会社の発行済株式の全部を FDC に譲り渡す総数譲渡し契約を締結いたしました。この株式交付により、FDC は当社に対し FDC 普通株式 1 株を交付いたします。

5. 吸収分割会社（当社）についての事項（会社法施行規則第 183 条第 5 号）

(1) 吸収分割会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

- ① 当社は、オプトエナジー株式会社（以下「OE」といいます。）との間で、当社を吸収合併存続会社、OEを吸収合併消滅会社として、2023年11月8日付で吸収合併契約を締結しました。
- ② 当社は、FDCを株式交付親会社とし、沼津熔銅株式会社を株式交付子会社として、2024年2月21日にFDCの取締役会で承認された株式交付計画に係る株式交付に関し、FDCとの間で、2024年2月21日付で、当社が有する沼津熔銅株式会社の発行済株式の全部をFDCに譲り渡す総数譲渡し契約を締結いたしました。この株式交付により、当社はFDC普通株式1株を受領いたします。

6. 吸収分割が効力を生ずる日以後における債務の履行の見込みに関する事項(会社法施行規則第183条第6号)

(1) 吸収分割会社（当社）の債務の履行の見込みに関する事項

当社の貸借対照表における資産の額は、負債の額を上回っております。また、本吸収分割後においても、当社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。さらに、本吸収分割後に当社の債務の履行に支障を及ぼすような事象は現在のところ予想されておられません。従って、当社の負担する債務については、本吸収分割の効力発生日以降も履行の見込みがあると判断いたします。

(2) 吸収分割承継会社（FDC）が承継する債務の履行の見込みに関する事項

FDCの貸借対照表における資産の額は、負債の額を上回っております。また、本吸収分割後においても、FDCの資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。さらに、本吸収分割後にFDCの債務の履行に支障を及ぼすような事象は現在のところ予想されておられません。従って、当社の負担する債務については、本吸収分割の効力発生日以降も履行の見込みがあると判断いたします。

以上

別紙 1 本吸収分割契約の内容

(次ページ以降に添付)



吸収分割契約書

株式会社フジクラ（以下「甲」という。）と株式会社フジクラ・ダイヤケーブル（以下「乙」という。）は、甲が第1条に規定する本件事業に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」という。）に関し、以下のとおり吸収分割契約書（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条 （吸収分割）

甲は、効力発生日（第3条第1項に定義する。）をもって、吸収分割の方法により、甲が営む導体事業（以下「本件事業」という。）に関する第3条第1項に定める権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第2条 （当事者の商号及び住所）

本吸収分割に係る吸収分割会社である甲と吸収分割承継会社である乙の商号及び住所は、次のとおりである。

(1) 吸収分割会社（甲）

商号：株式会社フジクラ

住所：東京都江東区木場一丁目5番1号

(2) 吸収分割承継会社（乙）

商号：株式会社フジクラ・ダイヤケーブル

住所：東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

第3条 （承継する権利義務）

1. 本吸収分割に際し、乙が甲から承継する権利義務は、本吸収分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）において本件事業に関して甲が有する別紙「承継権利義務明細表」記載の権利義務とする。
2. 乙が前項に基づき甲から承継する債務の引受けは、すべて免責的債務引受けの方法による。
3. 乙は、甲が効力発生日において本件事業のみに関して取得している一切の許可、認可、承認、登録、届出等のうち、法令上乙において承継することができるものを承継する。

第4条 （本吸収分割に際して乙が交付する金銭等）

乙は、本吸収分割に際し、乙の普通株式1,668株を新たに発行し、乙が前条に基づき承継する権利義務の対価として、その全部を甲に交付する。

第5条 (乙の資本金及び準備金の額に関する事項)

本吸収分割により増加する乙の資本金及び準備金の額については、会社計算規則第37条又は第38条に定めるところに従って、乙が適切に定める。

第6条 (本吸収分割の効力発生日)

効力発生日は、2024年4月1日とする。但し、本吸収分割の手続の進行上の必要性その他の事由により必要がある場合には、甲及び乙は、協議し合意の上、効力発生日を変更することができる。

第7条 (分割承認決議等)

乙は、効力発生日の前日までに、会社法第795条第1項に定める株主総会において本契約の承認を得るものとする。なお、甲においては、会社法第784条第2項の定めに基づく簡易分割手続により、会社法第783条第1項に定める株主総会における本契約の承認を得ることなく本吸収分割を行うものとする。

第8条 (競業禁止義務)

甲は、効力発生日後においても、本件事業について乙に対して競業禁止義務(会社法第21条に基づく競業禁止義務を含む。)を負う。

第9条 (本契約の変更及び解除)

本契約の締結日から効力発生日までの間において、不可抗力その他の事由により甲又は乙の財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他必要が生じた場合には、甲及び乙は、協議し合意の上、本契約を変更又は解除することができる。

第10条 (費用負担)

甲から乙に対する本件事業に関する権利義務及び許認可等の承継にかかる登記、登録、届出その他の手続きに関して生じる費用は全て乙の負担とする。

第11条 (準拠法及び管轄合意)

本契約は、日本法に準拠するものとし、日本法に従って解釈される。本契約の履行及び解釈に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第12条 (本契約に定めのない事項)

本契約に定める事項のほか、本吸収分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及

び乙が協議の上定める。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

2024年2月21日

(甲) 東京都江東区木場一丁目5番1号
株式会社フジクラ
代表取締役 岡田 直樹



(乙) 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
株式会社フジクラ・ダイヤケーブル
代表取締役 関川 茂夫



承継権利義務明細表

本吸収分割に際し、効力発生日をもって、乙が甲から承継する資産、債務、契約その他の権利義務は、以下のとおりとする。

1. 資産

(1) 承継する資産

- ① 本件事業のみに関連する現預金、売上債権、棚卸資産、その他の流動資産、有形固定資産、無形固定資産、税金資産、及びその他の固定資産
- ② 本件事業のみに関連する特許（出願中のものを含む。）及び意匠（出願中のものを含む。）並びに特許を受ける権利及び意匠登録を受ける権利
- ③ 本件事業に関するノウハウ
- ④ 本件事業のみに関するソフトウェア（ライセンスの追加、代替ソフトウェアの調達等により効力発生日以降乙において利用可能となるものを除く。）
- ⑤ 甲から乙へ承継される従業員に関する退職給付に係る資産

(2) 承継対象から除外する資産

上記(1)にかかわらず、以下の資産については、承継対象から除外する。

- ① 沼津熔銅株式会社の株式
- ② 税金資産（一時差異に係るものを除く。）
- ③ 甲乙間で承継対象から除外することを同意した売上債権

2. 債務

(1) 承継する債務

- ① 本件事業のみに関連する仕入債務、その他の流動負債、税金債務、及びその他の固定負債（潜在債務を含む。）

② 甲から乙へ承継される従業員に関する退職給付債務

(2) 承継対象から除外する債務

上記(1)にかかわらず、以下の債務については、承継対象から除外する。

① 税金債務（甲から乙へ承継される従業員に関する年金資産の拠出超過による繰延税金負債を除く。）

3. 雇用契約以外の契約

(1) 承継する契約

① 本件事業のみに関連して締結された以下の契約の契約上の地位及びこれらの契約に基づく権利義務

(ア)取引基本契約書及び付随する個別契約

(イ)委託加工契約書

(ウ)品質協定書

(エ)緊急時相互供給契約書

(オ)バーター契約書

(カ)回収資材に係る売買契約書

(キ)秘密保持に関する契約書及び誓約書

(ク)甲の子会社との間で締結した購買代行契約書

(ケ)沼津熔銅株式会社との間で締結した出向契約書

(コ)デリバティブヘッジ契約書

(サ)以上のほか、本件事業のみに関連して締結された事業上の契約

② 本件事業及び本件事業以外の事業の双方に関して締結された以下の契約の契約上の地位及びこれらの契約に基づく権利義務のうち、本件事業に関する部分（本件事業のみに関連する権利義務を含む。）。

(ア)取引基本契約書及び付随する個別契約

(イ)甲の子会社との間で締結した購買代行契約書

4. 雇用契約

(1) 承継する雇用契約

- ① 甲の以下の部署に所属し、本件事業に主として従事する従業員の雇用契約上の地位及びこれらの契約に基づく権利義務

(ア)エネルギーシステム事業部エネルギー事業改革室技術グループ

(イ)エネルギーシステム事業部関西エネルギー産業営業グループ

(ウ)調達部ケーブル材料調達室

- ② 以下の会社へ出向しており、本件事業に主として従事する従業員の雇用契約上の地位及びこれらの契約に基づく権利義務

(ア)沼津熔銅株式会社

(2) 承継対象から除外する雇用契約

- ① 上記(1)にかかわらず、以下の従業員番号を有する従業員の雇用契約上の地位及びこれらの契約に基づく権利義務については、承継対象から除外する。

➤ F0006786

- ② 上記(1)にかかわらず、以下の雇用契約における契約上の地位及びこれらの契約に基づく権利義務については、承継対象から除外する。

(ア)2024年3月11日までに、甲に対して、2024年3月31日までの退職意思を正式に示した従業員の雇用契約

(イ)本契約締結後に承継が困難となる事象又は承継に支障を来す事象が生じた雇用契約

(以下余白)



別紙2 FDCの最終事業年度に係る計算書類等の内容

(次ページ以降に添付)

第19期 報告書

2022年4月1日から
2023年3月31日まで

事業報告
貸借対照表
損益計算書
株主資本等変動計算書
会計監査人監査報告書謄本
監査役監査報告書謄本

東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 新東京ビル5F
株式会社 フジクラ・ダイヤケーブル

事業報告

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

1. 事業の概況

(1) 営業の経過及び成果

当期における我が国の経済は、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進みつつある中、緩やかな持ち直しが続きましたが、その一方で世界的なエネルギー・食料価格の高騰や欧米各国の金融引締め等による世界的な景気後退懸念など我が国の経済を取り巻く環境は厳しい状況が続きました。

電線業界においては建設・電販部門で首都圏での再開発案件、工場の設備投資需要は伸びたものの燃料・材料価格の高騰、工事業者の人員不足等により出荷量は前年比に微増にとどまっております。

このような環境の中、当事業年度の売上高は81,653百万円、営業利益は3,053百万円となりました。出荷銅量は前年度から微増ながら、銅価上昇分の価格への転嫁、VA(価値分析)による材料価格上昇の吸収等により前年度比10,275百万円の売上高増、784百万円の営業利益増となりました。

売上高/営業利益の推移 (カンパニー別)

(単位：百万円)

セグメント	第18期 (2021年度)		第19期 (2022年度)		増減	
	売上高	営業利益	売上高	営業利益	売上高	営業利益
情報通信	7,865	742	6,611	320	△ 1,254	△ 422
エネルギー・産業システム	16,253	795	17,811	991	1,558	196
建設・電販	47,258	731	57,230	1,741	9,972	1,010
合計	71,378	2,269	81,653	3,053	10,275	784

(2) 会社の対処すべき課題

2022年度は新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染拡大、ロシアによるウクライナ侵攻長期化の地政学リスクの高まり、米国をはじめとした世界的インフレの加速が懸念される環境化、当社主力事業の国内汎用電線市場は大型再開発案件や製造業の国内回帰による設備投資などにより、前年度比微増見込となっております。(日本電線工業会見通し)

一方、銅価格の上昇基調継続、原油価格上昇による材料費の値上がり等外部環境は厳しいものでした。

2023年度の日本電線工業会見通しでは、今年度比2.9%増(全需)となるものの、銅価の高止まり、人件費、物流費、エネルギー費の増大などの材料費、各種費用の増大リスクが想定される状況です。このような状況も踏まえ、当社が認識しております経営課題は、以下の通りとなります。

① 安定的な収益を確保すること

デリバリー、サービス面で競合他社との差別化を図り、収益を確保すること。

自動化、AIの導入を推進し、製造の効率化を行い、コストの低減を図ること。

材料費の値上がりについては、お客様によく説明を行い価格に転嫁させて頂くこと。

② 持続的な成長を図ること

高付加価値製品において、新商品開発等の推進による売上及び利益の拡大を図ること。

新商品、新ソリューションの開発による新たな収益源を確保すること。

(3) 設備投資及び資金調達の状況

当事業年度における設備投資の総額は310百万円であり、その主なものはケーブル製造設備の合理化を促進するものです。

資金調達につきましては、必要に応じ親会社である株式会社フジクラから借り入れをし、また併せて債権流動化を図ることにしております。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区分	第17期 (2020年度)	第18期 (2021年度)	第19期 (2022年度)
売上高(百万円)	59,473	71,378	81,653
経常利益(百万円)	2,321	2,183	2,945
当期純利益(百万円)	1,591	1,488	2,012
1株当たり当期純利益(円)	29,473	27,571	28,548
総資産(百万円)	28,499	29,397	32,327
純資産(百万円)	11,529	12,222	14,469

△は損失を示しております。

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均株式数に基づき算出しております。

2. 会社の概況（2023年3月31日現在）

(1) 主な事業内容

電線・通信機器・電子部品・電材品その他製品の製造、販売

(2) 主要な営業所および工場

本社：東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

支店：北海道支店、東北支店(宮城県)、中部支店(愛知県)、北陸支店(富山県)、
関西支店(大阪府)、四国支店(香川県)、中国支店(広島県)、九州支店(福岡県)、
沖縄支店(沖縄県)

工場：熊谷工場(埼玉県)、鈴鹿工場(三重県)、福井工場(福井県)

(3) 株式の状況

①発行可能株式総数	216,000株
②発行済株式総数	72,000株
③当期末株主数	3

(4) 大株主の状況

株主名	所有株式数(株)	持株比率(%)
株式会社フジクラ	50,400	70.0
三菱電線工業株式会社	16,200	22.5
その他	5,400	7.5

(5) 使用人の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
461名	±0名	44.0歳	4.9年

(注) 上記従業員の内24名は親会社及び兄弟会社からの出向者です。

平均勤続年数は出向者を除いた正規社員の平均勤続年数を記載しております。

上記従業員の他、113名の臨時使用人がおります。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

当社は親会社である株式会社フジクラ(50,400株保有)から主として原材料などの仕入を行うとともに、電線その他製品を販売するなどの取引を行っています。親会社との取引は市場原理に基づき公正な取引を行っており、当社の利益を害さないと判断しております。

②子会社の状況

会社名	資本金(百万円)	出資比率(%)	主要な事業内容
株式会社シンシロケーブル	333	100.0	電線ケーブルの製造
米沢電線株式会社	400	100.0	電線、付属機器の製造
フジクラ物流株式会社	350	100.0	倉庫業、貨物利用運送業
富士資材加工株式会社	12	100.0	電線用木製ドラムの製造販売

(7) 会社役員に関する事項

①取締役及び監査役の氏名等

(2023年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	北島 武明	情報通信カンパニー担当
代表取締役副社長	尼崎 仁	エネルギー・産業システムカンパニー統括
取締役副社長	石川 泉	コーポレート生産統括室担当、構造改革担当
常務取締役	北村 嘉浩	コーポレートスタッフ部門長
常務取締役	西出 謙	建設・電販カンパニー統括
取締役	三戸 雅隆	(株)フジクラ CEO特命プロジェクトリーダー
取締役	福田 忍	三菱電線工業(株) 執行役員
取締役	竹本 浩一	(株)フジクラ 取締役CFO
監査役	原田 順一	三菱電線工業(株) 取締役副社長
監査役	嶋中 克巳	(株)フジクラ 監査部長

(注) 2023年4月1日付で小野芳昭氏が常務取締役に就任しております。

また、同日付で取締役副社長 石川泉氏、常務取締役 西出謙氏、取締役 福田忍氏 竹本浩一氏が退任しております。

②取締役及び監査役の報酬等の額

取締役	9名	110百万円
監査役	2名	—百万円

(8) 会計監査人の状況

会計監査人の名称 PwCあらた有限責任監査法人
報酬等の額 19百万円

(9) 会社の体制及び方針

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会で決議した事項は次の通りであります。

内部統制システム（会社法第362条第4項第6号に掲げる事項）の整備の基本方針

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

（会社法第362条第4項第6号）

- (1) 取締役会において、各取締役が遂行すべき業務執行の範囲を定めて執行と監督の分離を行うことで取締役の監視・監督機能を明確に位置づけ、社外取締役と共同して業務執行が法令・定款に適合することを管理する。
- (2) 『行動規範』を制定し、その遵守を徹底すること及びリスク管理委員会活動により、役員、従業員その他の業務従事者の法令遵守活動の維持向上を図る。
- (3) 取締役会規定その他の規定に従い職務執行に関する適正な意思決定を確保する。
- (4) 内部監査専任組織である監査室は内部監査事項の一つとして業務執行に関する法令・定款の遵守状況を監査し、リスク管理委員会等を通じて必要な報告、指導、援助等を行う。
- (5) 公益通報者を保護し、外部弁護士への匿名通報を可能とする通報制度を運用する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（施行規則第100条第1項第1号）

取締役会、経営会議、リスク管理委員会その他の重要な意思決定及び情報伝達に関する会議体の配布・討議資料並びに議事録などの書類は、各会議体の主管部門が一定の規律に従って一元的に保管管理し、必要に応じて社内関係先の照会に応ずる体制をとる。

会議体によらない書面による意思決定に関しては、当該決定事項を所管する執行部門が、必要な保管管理並びに社内関係先からの照会に応ずる体制をとる。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（施行規則第100条第1項第2号）

当社は、当社が管理すべきリスク（子会社で生じたものを含む）を、事業機会に関連する（『戦略リスク』）と事業活動の遂行に関連するリスク（『業務リスク』）に分類し、戦略リスクは取締役会及び経営会議のトップマネジメントの合議により管理し、業務リスクは『リスク管理規程』に基きリスク管理委員会が管理する体制とする。上記リスク管理規程により、危機管理については、該当情報のトップへの速やかな伝達と対応組織の構築及び責任体制等を定めてこれを行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

（施行規則第100条第1項第3号）

当社の事業分野を、建設・電販カンパニー、エネルギー・産業システムカンパニー、情報通信カンパニーの3部門に括り、各カンパニーには、所管する事業分野にかかる技術・製造・販売の各機能を配置し、各カンパニー長が事業責任を完遂し得る体制としている。

また、執行役員制度により、各カンパニー及び全社共通部門の執行責任体制を明確にした経営管理体制を構築している。

取締役会及び取締役社長は、各カンパニー内の部門の経営管理単位毎の経営実績を毎月把握し、毎年度経営計画及び中期経営計画値との差異を常に管理し、さらに環境の変化等の外部要因を評価して、適宜適切な対応措置を決定・遂行する。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

（施行規則第100条第1項第4号）

当社業務に従事する全ての者が遵守すべき基本的な諸規範について、リスク管理委員会が周知徹底を推進する。また、公益通報制度として社内外に窓口を設置し、社外窓口である弁護士事務所の連絡先を公開する。競争法令の遵守については、『独禁法コンプライアンスプログラム』を定め、取締役社長による遵守の決意表明および毎年競争法の教育を行い、また、競合他社との接触については『競合他社との接触基準に関する規程』を定め運用する。

腐敗防止法令の遵守については、「フジクラ・ダイヤケーブルの腐敗防止に関するポリシー」を定め、遵守体制の整備等についての基本事項を定めるとともに、最高経営責任者による遵守の決意表明及び当社子会社全ての役員及び従業員に対する腐敗防止法令遵守の指示を行っている。

6. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制 (施行規則第100条第1項第5号イ～ニ)

当社は、子会社である株式会社シンシロケーブル、米沢電線株式会社、フジクラ物流株式会社、富士資材加工株式会社の同意の下、管理上同社を当社の一部門として位置づけ、同社から当社に対する職務執行の報告の確保、同社における損失の危険の管理等の体制、同社の効率的な職務執行の確保並びに同社の遵法体制の確保のための体制を確立している。

また、当社は、親会社である株式会社フジクラが定める経営指針に従い内部統制、リスク管理、遵法体制の確立を図っている。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項 (施行規則第100条第3項第1号、第3号)

監査室の要員は、監査役からの要請に基き監査役の職務を補助するものとし、監査役から指示を受けたときは、監査室要員は監査役の要請に従う。

取締役は監査室の活動内容及びその結果を、監査役の求めに応じていつでも監査役に報告する。

8. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項 (施行規則第100条第3項第2号)

前号に基づいて使用人を配置した場合においては、その使用人の配置及び異動について監査役から意見があった場合には、これを可能な限り人事措置に反映する。

9. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制 (施行規則第100条第3項第4号イ、ロ)

当社及び当社の子会社の取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したとき、取締役の職務執行に関して法令・定款に違反する重大な事実を発見したときは、直ちに監査役に報告する。

取締役は監査役に関し、経営会議、リスク管理委員会その他重要な意思決定及び情報伝達の会議体への参加を保証し、これらに係る関係書面について特段の制約なくこれを提供する。

監査役は、これらの会議体によらない経営上の重要事項の報告及び検討について、いつでも必要な報告を求めることができる。

10. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けないことを確保するための体制 (会社法施行規則第100条第3項第5号)

当社及び当社の子会社は、前号の報告者につき当該報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いをしてはならない。

11. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項 (会社法施行規則第100条第3項第6号)

当社は、監査役が、合理的に必要と考えられる費用を支弁し又は費用の支払いを当社に求めたときは、当社は速やかにこれを負担する。

12. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制 (施行規則第100条第3項第7号)

監査役は、取締役社長その他のトップマネジメントと定期的に意見交換を行い監査の実効性を期すに必要な事項その他の監査環境に関する必要事項につき、執行部門並びに子会社へ要求することができる。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満を切り捨て、比率その他については四捨五入により表示しております。

第19期 計算書類

2022年4月1日から
2023年3月31日まで

貸借対照表
損益計算書
株主資本等変動計算書
個別注記表

東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 新東京ビル5F
株式会社 フジクラ・ダイヤケーブル

貸 借 対 照 表

2023年3月31日現在

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	27,271	流 動 負 債	16,729
現金及び預金	2	支払手形	392
受取手形	214	買掛金	11,463
電子記録債権	6,965	短期借入金	2,089
売掛金	12,287	未払金	356
商品及び製品	3,041	未払費用	836
仕掛品	1,367	未払法人税等	754
原材料	445	賞与引当金	828
貯蔵品	134	その他	8
前払費用	99		
未収入金	2,479		
その他	234	固 定 負 債	1,129
		預り保証金	244
固 定 資 産	5,056	資産除去債務	100
有形固定資産	2,183	退職給付引当金	782
建物・構築物	256	長期未払金	1
機械・運搬具	1,751		
工具器具備品	119	負債合計	17,858
建設仮勘定	56	純 資 産 の 部	
無形固定資産	271	株 主 資 本	14,469
ソフトウェア	271	資 本 金	5,400
その他	0	資 本 剰 余 金	977
投資その他の資産	2,601	資本準備金	977
関係会社株式	1,340	利 益 剰 余 金	8,091
敷金	263	利益準備金	254
保険積立金	321	その他利益剰余金	7,836
繰延税金資産	631	繰越利益剰余金	7,836
その他	44	純資産合計	14,469
資産合計	32,327	負債純資産合計	32,327

損 益 計 算 書

〔 2022年4月1日から
2023年3月31日まで 〕

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		81,653
売 上 原 価		71,084
売 上 総 利 益		10,568
販売費及び一般管理費		7,515
営 業 利 益		3,053
営 業 外 収 益		
雑 収 入	6	6
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	35	
固定資産除売却損	2	
固定資産撤去移設費	37	
債 権 譲 渡 損	39	
雑 損 失	0	115
経 常 利 益		2,945
税引前当期純利益		2,945
法人税、住民税及び事業税	1,084	
法人税等調整額	△ 152	932
当 期 純 利 益		2,012

株主資本等変動計算書

〔 2022年4月1日から
2023年3月31日まで 〕

(単位：百万円)

	株 主 資 本						純資産合計
	資本金	資本剰余金	利 益 剰 余 金			株主資本 合計	
		資本準備金	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	5,400	—	179	6,642	6,822	12,222	12,222
当期変動額							
株式交換による増加		694				694	694
株式交付による増加		283				283	283
剰余金の配当			74	△818	△744	△744	△744
当期純利益				2,012	2,012	2,012	2,012
当期変動額合計	—	977	74	1,193	1,268	2,246	2,246
当期末残高	5,400	977	254	7,836	8,091	14,469	14,469

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

(1)-1 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式
その他有価証券

移動平均法による原価法
市場価格のない株式等以外のもの
決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
市場価格のない株式等
移動平均法による原価法

(1)-2 デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法

(1)-3 棚卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法(月別)による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産
(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、残存価額を零としてリース期間を耐用年数とした定額法によっております。

無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

金銭債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
数理計算上の差異については発生の翌会計年度から従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として10年)による定額法により費用処理する方法を採用しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

商品又は製品の販売

当社は「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)を適用しております。当社の販売は卸売又は製造等によるが主であり、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、商品又は製品の支配が顧客に移転した時点で当該商品又は製品と交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。国内の販売においては、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間であることから出荷時に収益を認識しております。

(5) 消費税等の会計処理

税抜き処理を採用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、当該適用指針の適用が計算書類に与える影響はありません。

3. 収益認識に関する注記

(1) 収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る注記」の「(4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

4. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次の通りです。

商品及び製品	3,041 百万円
仕掛品	1,367 百万円
原材料	445 百万円

棚卸資産の評価方法は、原則取得原価とし、総平均法(月別)によっております。また、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法は、商品及び製品、仕掛品、原材料(銅以外)については事業年度末直前3か月間の正味売却価額と取得原価を比較する方法、原材料(銅)については事業年度末日の再調達原価と取得原価を比較する方法によっております。

これらの正味売却価額や再調達原価は、市場環境や銅相場の変動に影響を受け、著しい市場環境の悪化や相場変動が生じた場合には、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1)有形固定資産の減価償却累計額 3,491 百万円

(2)関係会社に対する金銭債権及び金銭債務
短期金銭債権 2,424 百万円
短期金銭債務 12,592 百万円

6. 損益計算書に関する注記

(1)関係会社との取引高
売上高 662 百万円
仕入高 86,168 百万円
販売費及び一般管理費 3,362 百万円
営業取引以外の取引高 35 百万円

(2)売上原価に含まれる棚卸資産評価損

期末棚卸高は収益性の低下に伴う簿価切下げ後の金額であり、当期棚卸資産評価損の金額が売上原価に21百万円含まれております。

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1)発行済株式の種類及び総数に関する事項

種類	当期首 株式数	増加	減少	当期末 株式数
普通株式(注)	54,000株	18,000株	-	72,000株
合計	54,000株	18,000株	-	72,000株

(注)普通株式の増加は当社を株式交換完全親会社、フジクラ物流株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換及び当社を株式交換完全親会社、富士資材加工株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換並びに当社を株式交付親会社、米沢電線株式会社を株式交付子会社とする株式交付にともなう新株発行によるものです。

(2)剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月27日 定時株主総会	普通株式	744	13,785	2022年3月31日	2022年6月30日

② 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関しては以下を予定しております。

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月29日 定時株主総会	普通株式	1,217	16,902	2023年3月31日	2023年6月30日

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳は、以下の通りであります。

繰延税金資産

1 賞与引当金	252 百万円
2 退職給付引当金損金不算入額	238 百万円
3 未払事業税	44 百万円
4 資産除去債務費用	7 百万円
5 未払社会保険料	5 百万円
6 一括償却資産損金算入限度超過額	3 百万円
7 その他未払費用	9 百万円
8 減価償却超過額	64 百万円
9 棚卸資産評価損損金不算入	2 百万円
10 その他	3 百万円
小計	631 百万円
評価性引当額	- 百万円
繰延税金資産合計	631 百万円

繰延税金資産の純額 631 百万円

9. 金融商品に関する注記

(1)金融商品の状況に関する事項

当社は、必要な資金を親会社である株式会社フジクラのグループファイナンスによって調達しており、併せて手形債権流動化を図ることにより資金の効率的な運用を行っております。一時的な余資についてはフジクラとのグループファイナンス取引で運用しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、売掛債権管理規定に沿ってリスクの軽減を図っております。

支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

該当事項はありません。

なお、「現金及び預金」「受取手形」「電子記録債権」「売掛金」「未収入金」「支払手形」「買掛金」「短期借入金」「未払金」「未払法人税等」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。また、市場価格のない株式等についても注記を省略しております。

10. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
			役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	株式会社 フジクラ	被所有 直接 70%	兼任 2名	製品等販売先 製品仕入元 原材料仕入元 資金借入先	製品売上 電線屑売却等 製品仕入 購買代行 利息支払	561 4,672 33,193 27,153 35	売掛金 未収入金 買掛金 借入金	52 566 7,550 2,089

価格その他の取引条件は、市場価格を基に交渉により決定しております。

上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 子会社

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
			役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	株式会社 シンシロケーブル	所有 直接 100%	兼任 2名	材料供給先 商品仕入元	材料の有償支給 商品仕入	13,345 16,297	未収入金 買掛金	1,276 1,570
子会社	米沢電線 株式会社	所有 直接 100%	兼任 2名	製品販売先 材料供給先 商品仕入元	製品売上 材料の有償支給 商品仕入	98 6,127 9,524	売掛金 未収入金 買掛金	0 518 840
子会社	フジクラ物流 株式会社	所有 直接 100%	兼任 2名	製品の搬送・ 保管業務	製品の搬送 ・保管	3,359	買掛金	346

価格その他の取引条件は、市場価格を基に交渉により決定しております。

上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(3) 兄弟会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
			役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の 子会社	西日本電線 株式会社	—	—	製品販売先 材料供給先 商品仕入元	製品売上 材料の有償支給 商品仕入	827 1 1,519	売掛金 未収入金 買掛金	370 6 612
親会社の 子会社	藤倉商事 株式会社	—	—	製品販売先	製品売上	1,917	売掛金	815

価格その他の取引条件は、市場価格を基に交渉により決定しております。

上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

11. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産 200,958円60銭
1株当たり当期純利益 28,548円01銭

独立監査人の監査報告書

2023年5月16日

株式会社フジクラ・ダイヤケーブル
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

DocuSigned by:
五代 英紀
D6DDE98E7EAB44B...

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社フジクラ・ダイヤケーブルの2022年4月1日から2023年3月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

株式会社 フジクラ・ダイヤケーブル
代表取締役社長 北島 武明殿

監査報告書

監査役 嶋中 克巳 

監査役 原田 慎一 

私たち監査役は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第19期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監査役は、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行なわれることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 事業報告は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以上